

議案第76号

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与の特例に関する条例（平成28年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成4年岩倉市条例第5号」を「平成4年岩倉市条例第5号。以下「育休条例」という。」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和5年1月1日における給与条例第6条第4項（育休条例第16条及び第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「7級以上であるものにあつては、3号給」とあるのは、「6級以上であるものにあつては0号給、5級であるものにあつては2号給」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。